

いじめ防止基本方針



2025年4月
八王子市立大和田小学校

1 「いじめ」とは

(1) いじめの定義〈「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該以外児童がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、心身的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめの態様

いじめの態様とは、心理的・物理的な攻撃のことです。（●心理的 ■物理的）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、掲示板への書込みによる誹謗中傷や悪質な動画投稿等の嫌なことをされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要。大切なことは、それらを明確にすることよりも、いじめにつながる可能性があると判断した事例全てに対して、適切に対応すること。

(3) 「けんか、いじり、からかい」と「いじめ」との区別

「けんか、いじり、からかい」と「いじめ」との決定的な違いは、そこに「対等な力関係があるかどうか」「動機とそれに伴う感情」の2点があります。「けんか」はどちらかが歩み寄れば関係は修復されます。「からかい」も対等な関係があり、からかわれた子供が傷つかないケースもあります。それに対し、「いじめ」は相手の気持ちをないがしろにし、執拗に特定の子をあざけり、攻撃をします。

※「あざけり」・・・力関係が対等でない、相手を傷つけようとする意図がある、相手の自尊心を損なおうという意図がある、悪意から発している。

2 大和田小「いじめ問題に対する基本方針」

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりうる、誰もが加害者にも被害者にもありうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、保護者と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底します。

3 大和田小「いじめ対応の具体的な取組」

初期対応の流れ	学校の取組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何を」「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子供・保護者の訴え ○アンケート（ふれあい月間の取組）、 <u>子ども見守りシート（3ページに掲載、活用方法は学校ホームページにものせてあります）</u> から、教育相談から ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、「あなたを全力で守る。」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子供、関係者からの聞き取り（話しやすい人や場所等の配慮、複数の教職員で聞き取り、情報提供者の秘密を守る） ○関係保護者へ連絡・説明
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○「学校いじめ対策委員会」等で情報共有、指導・援助方針の共通理解、役割分担 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携
5 子供への指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子供）へ 徹底して味方になる。表面で判断せず、支援を継続する。 ○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為については毅然と指導する。 ○観衆・傍観者へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子ども共に真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係者について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者への説明方法を検討する。 ○対応経過等の記録・情報を整理する。

4 「学校いじめ対策委員会」の設置

学校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「学校いじめ対策委員会」を設置し、校務分掌組織図に位置付けます。「学校いじめ対策委員会」とは、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織です。構成員には、校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラーの他、必要に応じて当該学年主任・当該学級担任も加わります。週に1回の定例会を基本とし、いじめの疑われる事案の把握、いじめか否かの判断、対応方針の確認、解消の判断などを行います。また、学校のいじめ防止基本方針の見直しなども行います。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行います。

児童名 : 年 組 ()
保護者氏名 : ()

(学校記入欄)

学校受付日 : 年 月 日
受付担当者 ()
保護者へ返送日 : 年 月 日

子ども見守りシート「気になるお子様の変化は1つのサイン」

- ☐ 感情の起伏が激しくなった
(些細なことで怒ったり、八つ当たりしたりするようになった。)
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
(一人で異常なテンションでさわいでいる。一時そのような様子が続いて、その後急にふさぎ込んでいる。)
- ☐ 学校の話急にしなくなった
(学校であったことや人間関係について聞いてもこたえない。「つまらない」「おもしろくない」という表現のみとなっている。)
- ☐ 登校時間に体調不良を訴える
(学校に行きたくない様子が続いている。)
- ☐ 体に原因不明の傷やあざなどがある
(理由を聞いても、はっきりした理由を言わない。)
- ☐ 服が不自然に汚れている
(服に靴の跡や理由のはっきりしないマジックや絵の具等の汚れがある。)
- ☐ 持ち物の買い替えが早くなる
(頻繁に持ち物がなくなったり、壊れたりしている。)
- ☐ お金の使い方があらくなった
(家から金品を持ち出したり、必要以上にお金を要求したりするようになった。)
- ☐ 一緒に行動している友だちが変わった
(今までの友達との交流が極端に少なくなった。どこでどのようにして知り合ったのかが分からない友だちが多くなった。)

その他、何か気になることがあればご記入ください。

今後の対応について (学校記入欄)

いじめ等の相談窓口

○八王子市教育センターこども電話相談	Tel 042-664-3665	月～金（祝日、年末年始除く）	8：30～17：00
○八王子市教育センター総合教育相談	Tel 042-664-6949	月～金（祝日、年末年始除く）	8：30～17：00
○八王子市子ども家庭支援センター	＜電話相談＞	月～土	9：00～19：00
	Tel 042-656-8225	日祝日	9：00～17：00
		＊第1火曜日（祝日のときは第2火曜日）、 年末年始を除く	
○八王子市役所経営計画第二課いじめ相談	Tel 042-664-6949	月～金（祝日、年末年始除く）	8：30～17：00
○東京都教育相談センター	＜メール相談＞	年中無休	24時間対応
	http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp/		
	Tel 0120-53-8288	年中無休	24時間対応

いじめへの学校の対応について相談したいときは、八王子市教育委員会の教育指導課へ連絡してください。

八王子市教育委員会 学校教育部 教育指導課 TEL 042—620—7412